

設楽町貝津田の起倒流棒の手

棒の手は、愛知県の代表的な民俗芸能の一つで、名古屋市内東部から尾張東部地区、西三河を経て設楽町に至るまでの広い地域で行われている。この分布はかつて熱田神宮、龍泉寺、猿投神社への献馬（「馬の塔・馬の頭」と書き、一般的にオマント・オマントウと呼ばれる）に参加していた村々の地域とおおよそ重なる。馬の塔の行列には警護の棒の手が加わるということが多く、旧愛知郡東部、西加茂郡の地域ではこの傾向が顕著であり、火縄銃も加えて「警護祭」ということもあった。

しかし、棒の手の起源を知るうえで貴重な資料は、日進市に伝わる「郷土祭事記録」「猿投祭礼記」、そして「猿投祭礼記（写）」などである。

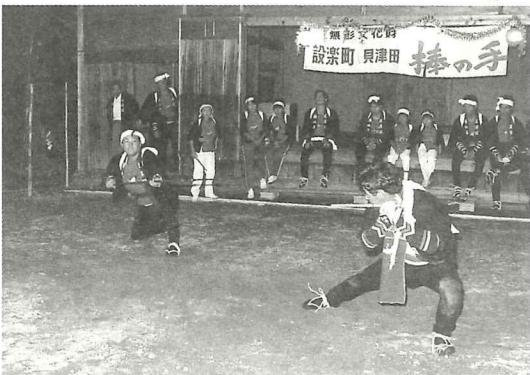
これらの史料によると、岩崎本郷城主・丹羽若狭守氏清が大永三年（一五二三年）九月十日、白山神社ではじめて馬の塔（献馬）、棒の手の祭事を行つたことを伝えている。また、天文二十二年（一五五三年）岩崎、本郷村をはじめ愛知郡内の各村人たちは祭礼馬、鉄砲、槍、長刀、

鎌太刀などを持つて猿投祭に參加したことが伝えられ、四百六十年前に行われていた棒の手の様子がうかがえる。

文化財保護法で再興

棒の手は、明治になつても盛んに行われた。しかし、末期になると棒の手の勢いも次第に衰えていった。

時代が大正、昭和になると、戦争という社会情勢によつて、棒の手の継承そのものが危うい時期となつたが、昭和二十六年の文化財保護法によつて、棒の手が無形文化財に位置づけされ、再び活気を取り戻した。



起倒流宗家

起倒流は、名古屋市の起倒次郎左衛門が天正時代（一五七三～一五九一年）に創始したとい

われている。安政六年（一八五九年）から慶応二年（一八六六年）にかけ豊田市石楠町の四人は、

長久手の近藤芳左衛門氏の門人となり、起倒流の技の修習に励んだ。慶応二年（一八六六年）に免許目録が許され、三河地方の起倒流の宗家師長となつた。

二十人 — 中切町
五人 — 石楠町
五人 — 石楠町
十四人 — 設楽町（貝津田）
二十人 — 中切町
五人 — 石楠町
十四人 — 設楽町（貝津田）
二十人 — 中切町
五人 — 石楠町
十四人 — 設楽町（貝津田）

貝津田諏訪神社の棒の手は起倒流で、明治十年代に足助町（豊岡）から伝來した。
毎年八月十九日、拝殿前に整列し、神官の祓いをうけ、塩ぶりが清めの塩をまくと、法螺貝が鳴り、真剣な演技が行われる。

（設楽町文化財保護審議会委員 原田 元久）

多くの門人の指導にあたると同時に足助町、旭町、中切町、名倉（貝津田）などの住人に「起倒流棒の手免許目録」を交付する。昭和三十二年の無形文化財指定後の免許皆伝者は

• 昭和三十二年十月七日伝授
八人 — 石楠町